

FINDAS若手研究者セミナー 2012年1月28日

# 土着医療のアーユルヴェーダ化 スリランカにおける伝統医療の 制度化と実践をめぐって

首都大学東京人文科学研究科博士後期課程  
梅村絢美

# はじめに

## アーユルヴェーダの氾濫

### ①法制度上のアーユルヴェーダの拡大

20世紀初頭にはじまるスリランカ伝統医療保護育成政策は、生物医療を模範に近代化されたインドのアーユルヴェーダにならい、インドで教育を受けたアーユルヴェーダ医師を中心に推進される。

⇒土着の医療実践の合理化・近代化(言語化・脱魔術化など)

⇒伝統医療＝アーユルヴェーダ

### ②アーユルヴェーダの商業化・観光化

アーユルヴェーダが固有名詞となり、ブランド化。

### ③土着の医療実践のアーユルヴェーダ化

①②の流れのなかで、土着の医療は実践においてアーユルヴェーダ化を余儀なくされている。

# 本発表の目的と構成

- \* スリランカの土着医療が、アーユルヴェーダの制度化に際して、アーユルヴェーダに包摂していく過程を明らかにする。
- \* ①アーユルヴェーダの制度化における包摂
- \* ②制度化におけるアーユルヴェーダ化を補強・再生産する人文社会科学研究者
- \* ③土着医療の実践のアーユルヴェーダ化

# 調査の概要

- \* 2008年10月から2011年8月まで断続的に合計約14ヶ月間、スリランカの西部州(コロンボ県、ガンパハ県)、中部州(キャンディ県)、北西部州(クルネーガラ県)、南部州(バラングダ県)において、土着医療の診療をおこなうシンハラ人医師(32名)に対し調査。
- \* ケラニヤ大学アーユルヴェェーダ学部(旧Gampaha Wicramarachi Siddha Ayurveda Institute)における参与観察。
- \* シンハラ語を中心に、一部、英語の通訳。

# 土着医療の輪郭

- \* ベヘット・ゲダラ(医療の家)の内部で継承される。
- \* デーシーヤ・チキッサ(国内の治療術)、パーランパリカー・ヴェダカマ(受け継がれる医療実践)という呼称。
- \* 2009年現在、パーランパリカー・ヴェダカマの医師として5190名の医師が登録されている[AYUEVEDIC MEDICAL COUNCIL- SRI LANKA 2010]。
- \* ベヘット・ゲダラ間の情報共有を好まないため、統一的な理論・知識をもつ医療システムとして対象化しづらい。
- \* 一族の苗字や出身地の地名を用いて「〇〇ヴェダカマ(*vedakama*「医療実践」の意)」と称す。

# 呪文・まじない

呪文・・・治癒をもたらすヤカ(悪魔)を呼び寄せ、治癒効果を高める。薬を作ったり、薬を塗布したりする際に唱えられる。

ケマ(まじない)・・・打撲した患部をたたく。ガラスの破片で出血させ、その血液を薬に混ぜる。薬を塗布するとき、発話を避ける。





(Photo by Ayami Umemura . 12. Dec. 2010.)

# 土着医療の習得

- \* 長期間の修業を要する。
- \* ピヒタナワー(習得): 覚醒、大きな建物・柱を立てる  
⇔ イゲナガンナワー(勉強)

- ①ペラ・プルツダ・・・前世からの習性
- ②ダカ・プルツダ・・・見て習得する
- ③カラ・プルツダ・・・実習から習得する
- ④パラ・プルツダ・・・経験を通じて習得する

※薬の処方や施術法、呪文を暗記するだけでは、効果のある治療を行なうことはできない。四つのピヒタナワーを通じて、医療行為を行なうにふさわしい状態シツダ (siddha) に到達することではじめて、薬や施術に治療効果。



# 身体化された診断法と「手の効力」

- \* ほとんどの医師が聴診器や血圧計など医療器具を用いず、ナーディ(径脈)の診断や望診、触診が診察の主な手段。
- \* アトゥ・グナヤー(手の効力)・・・ 生得的な能力。一族以外の者がどれだけ修行を積もうとも、習得することはできない。

⇒薬草を主原料とする処方薬は医師が「手」でつくる。

⇔大学教育(4年+研修1年)のみを受けたアーユルヴェーダ医師は医療器具に頼った診断をおこない、処方箋を発行。

# 製薬の風景



2010年11月6日 梅村撮影

# 功德としての医療行為

- \* 医師から患者に治療費を請求することは稀。
- \* 「請求したら、ピン(功德)や治療効果も消えてしまう」
- \* 患者は医師にワンディナワー(医師の足元で額づく)したり、手土産・贈呈品。

⇔アーユルヴェーダや生物医療では医療行為に価格がつけられ、患者は医師に額づかない。



Noted specialist in orthopedics.



Photo by Ayami Umemura Dec. 2010

# 多様な専門分野

- \*サルヴァンガ(*Sarvanga*) : 全身
- \*サルパ・ヴィシヤ(*Sarpa visha*) : 毒ヘビ、毒クモ、サソリなど動物の毒抜き
- \*キャドウム・ビンドウム(*Kadum bindum*) : 整骨
- \*アス・ヴェダカマ(*As vedakama*) : 目の治療
- \*ゲディ・ヴェダカマ(*Gedi vedakama*) : 膿瘍
- \*チャルマ・ローガ(*Charma roga*) : 皮膚科、火傷
- \*マーナシカ・ヴェダカマ(*Manasika*) : 精神治療

・  
・  
・

# アーユルヴェーダの起源と近代化

(インドにおける)

- \* 「ヒマラヤで瞑想中のリシたちにブラフマンが授けた」『チャラカ・サンヒター』
- \* 二大文献・・・『チャラカ・サンヒター』(A.C.2~3)  
『スシュルタ・サンヒター』(A.C.3~4)
- \* チベット、中医学、ムスリム統治下におけるユナーニーの影響。
- \* 19世紀～統一化された理論的基盤をもつ知の体系として生物医療を取り込みながら再編成されていく。
  - 実践を通じた習得から、テキスト中心の近代教育へ。
  - 天体や自然環境との相補的な関係性のなかにある身体から、皮膚で区画された孤立した身体へ[Gupta 1976]。



# スリランカにおける医療の沿革

- \* ラーワナにより3冊の医学文献が編纂される。
- \* B.C.4世紀の仏教伝来とともにインドから医学がもたらされる。王権誇示と仏教倫理の普及⇒王政による積極的介入。[Uragoda 1987]。
- \* アヌラーダプラ時代、ポロンナルワ時代に病院・助産院
- \* 仏僧による研究がすすめられる。
- \* 12世紀～ タミル語の医学文献や治療家。

# アーユルヴェーダの(再)輸入と成立

シンハラ仏教徒を中心に国民国家創設運動が進められるようになると、アーユルヴェーダは、ナショナリズムのよりどころのひとつとされる。

⇒アーユルヴェーダの定義化の必要。

当時のインドのアーユルヴェーダがひな形とされる。

- \* 1910年 Oriental Science and Medical Fund創設。  
↑ インドのアーユルヴェーダ・カレッジに学生を派遣。
- \* 1929年 Wikramarachi Siddha Ayurveda Institute
- \* Ayurveda college
- \* 1962年 バンダラナーヤカ国立アーユルヴェーダ研究所
- \* 1962年、『チャラカ』『スシュルタ』シンハラ語訳発行。

# 伝統医療の制度化

- \* 1927年 committee創設。
- \* 1928年 Board of Indigenous medicine設置
- \* 1950年 医師登録の開始。
- \* 1961年 Ayurveda act「アーユルヴェーダとは、シツダ、ユナーニー、デーシーヤ・チキッサを含む医療体系」  
[section89 of Ayurveda act No.31 of 1961]
- \* 1962年～ 薬草の調査研究、臨床における研究教育活動、出版事業、薬草資源保全事業など。
- \* 1984年～ 「土着の医療の発展プロジェクト」  
↑ 土着医療の薬の処方や薬草に関する知識のみ収集。  
「アーユルヴェーダの知識および製薬技術向上のため」

# 医師登録と学歴化される医師たち

- \* 1950年～アーユルヴェーダ協議会による医師登録
- \* 土着医療の医師は、後継者を学位が取得できる大学や専門学校でアーユルヴェーダを学ばせる。
- \* ⇒アーユルヴェーダの医師として登録。
- \* 「父から受け継いだ医療をやっていくためにも、アーユルヴェーダの学位を取得する必要がある。」
- \* 兼業の医師に専業or閉業をせまる。



**ශ්‍රී ලංකා වෛද්‍ය ජාතික සභාව**  
**ஆயுர்வேத வைத்திய சபை**  
**Ayurvedic Medical Council**

ආයුර්වේද වෛද්‍යවරයන්ගේ විද්‍යා මාලා ලේඛනයේ  
 ලියාපදිංචි කිරීමේ සහතිකය

ஆயுர்வேத வைத்தியர்களின் பதிவுப் புத்தகங்களில்  
 பதிவுசெய்யும் சான்றிதழ்

**CERTIFICATE OF REGISTRATION**

IN THE REGISTER OF AYURVEDIC PRACTITIONERS

(1961 අංක 31 දරන ආයුර්වේද පනත අනුවයි)  
 (1961 ට අනුකූලව 31 හි ලියකළ ආයුර්වේදයේ පනතින් පසුවයි)  
 (in terms of Ayurveda Act, No. 31 of 1961)

ලියාපදිංචි අංකය } 5521  
 පතිලි ලිපිනය }  
 Registration No. }  
 සම්පූර්ණ නම }  
 Full Name } **චෝදකවිට් ඩුට්ටංග මහේස්වරයා රචිකරතා**

උපාධිය හෝ වෛද්‍ය තත්ත්වය }  
 පාලකයාගේ වෛද්‍ය තත්ත්වය } **සහිත විෂ පිළිබඳ විශේෂ**  
 Diploma or other medical status }  
 අංශය }  
 Section } **ආයුර්වේද**

ලියාපදිංචි කළ දිනය හා දිනය }  
 පතිලි ලිපිනය } **කොළඹ 8 වර්ග 1986 කුලසභා කුලසභා 28 වන දින**  
 Date and Place of Registration } **කොළඹ 8 වර්ග 1986 කුලසභා කුලසභා 28 වන දින**

ලිපිනය }  
 Address } **සහිත විෂ රෝහල කොළඹ 8 වර්ග 1986 කුලසභා කුලසභා 28 වන දින**  
 ලිපිනය }  
 Address } **1986.5.9 දින පලාති සහිතව සම්පූර්ණයෙන් සමත්**

මෙහි දැනට පවතින අය ආයුර්වේද වෛද්‍යවරයන්ගේ විද්‍යා මාලා ලේඛනයේ වෛද්‍යවරයෙකු වශයෙන්  
 ලියාපදිංචි කළ බව මෙහිින් සහතික කරමි. / ஆயுர்வேத வைத்தியர்களின் பதிவுப் புத்தகங்களில் பதிவுசெய்யப்பட்டுள்ளவரின் நான் உறுதிப்படுத்துகிறேன். / It is hereby Certified  
 that the above named person is registered in the Register as a Practitioner of Ayurvedic Medicine.

ලේඛකයාගේ පිටුව / Registrar  
 සාමාජිකයාගේ / Chairman

වර්ෂ 10 සිට 1986 දක්වා 1.05.1986 දින,  
 10 වන ආගම 1.05.1986 දින,  
 Day of 1986

කොළඹ 8, ලියකුලසභා 8, / Colombo 8;  
 ආයුර්වේද වෛද්‍ය සභාවේ දි. ස.  
 ஆயுர்வேத வைத்திய சபையின்.  
 Ayurvedic Medical Council.



# アーユルヴェーダ教育と土着医療

- \* 土着医療は、ベヘット・ゲダラにおいて継承される。
  - ※アトゥ・グナヤー、ヘキアーワを重視。
  - ⇔多数の学生に言語情報の知識を伝える学校教育
- \* 大学の5年生で週に一回、現役の土着医療の医師が出張講義(必修科目)。
- \* ↑薬の処方暗記中心。
- \* スリランカ固有のアーユルヴェーダ(デーシーヤ・アーユルヴェーダ)として、土着医療で用いられる薬草や製薬法などにかかわる科目。



# 複合的な伝統医療としての アーユルヴェーダの再生産

- \* 20世紀以降の近代的なアーユルヴェーダの輸入を、スリランカにおけるアーユルヴェーダの再復興とする見方  
[Wanninayaka 1982]
- \* 「アーユルヴェーダとは、シツダ、ユナーニー、デーシヤーチキッサを含む医療体系」[section 89 of Ayurveda act No. 31 of 1961]
- \* ひとつに対象化しづらい土着医療を、「雑多な」医療としてのアーユルヴェーダ定義を引用しそれに押し込むことで土着医療の輪郭を描く困難を回避[Higuchi 2002; Kusumaratne 1995, 2005; Uragoda 1987]
- \* ⇒アーユルヴェーダが伝統医療の代表格の地位確立

# アーユルヴェーダ理論の引用

- \* 土着医療の理論的側面をアーユルヴェーダ理論を引用して説明する論法。

「デーシーヤ・チキッサは今日、アーユルヴェーダの理論を利用して行われている。」[Higuchi 2002:5]

- \* 『チャラカ』『スシュルタ』を引き合いに出すのが常套化。
- \* ※少なくとも発表者が調査した範囲では、読んだことがあると答えた医師は皆無。
- \* ⇒実践とした乖離した水準で土着医療がアーユルヴェーダにすり替えられてしまっている。

# 実践におけるアーユルヴェーダ化

- \* 後継者にアーユルヴェーダ教育を受けさせ、アーユルヴェーダ医師(サルヴァンガ)として登録。
- \* 薬をつくらず処方箋をだす。
- \* 美容業界に進出したAyurvedaを看板に。
- \* アーユルヴェーダなど他の医療による診断結果やカルテを患者が持参。⇒他の診断方法

# おわりに

\* 本発表では、生物医療に触発されて近代化されたアーユルヴェーダに、スリランカの土着医療が制度的に包摂され、研究者がそれを補強・再生産していることを明らかにした。

⇒近代化的枠組み(教育など)への包摂。

統一的な知的システムの希求。